

災害発生時における船舶型基地局の運用等に関する連携協定書

KDDI株式会社（以下「甲」という）と独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「乙」という）は、次のとおり合意したため、この協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害発生時において、甲及び乙が相互に連携し、甲乙がそれぞれ保有する技術、ノウハウ、サービス、及び乙が所有する練習船「鳥羽丸」（以下「鳥羽丸」という）を利活用し、非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地等への支援を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき連携して取り組むものとする。

- （1）災害発生時における「鳥羽丸」の有効活用に関すること
- （2）甲が管理する災害用物資等の輸送に関すること
- （3）その他、第1条の目的を達成するために必要として両者が別途協議のうえ書面にて合意した事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件が決定した場合は、別途契約等を締結のうえで定めるものとする。

（費用負担）

第3条 本協定に基づく甲及び乙の取組みに要する費用は、前条第2項に定める契約等において別途定める場合を除き、甲及び乙の各々の負担とする。

（公表）

第4条 甲及び乙は、本協定の存在、内容及び成果について第三者に開示、公表、プレスリリース等を行う場合は、事前にその実施時期、内容等について両者で合意のうえ実施するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。但し、期間満了1か月前までに甲乙いずれからも本協定を変更し又は終了させる旨の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から起算して、

更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(変更)

第6条 甲及び乙は、本協定の履行が困難となる事情又は困難となる可能性がある事情が生じた場合は、速やかに相手方に対してその旨を通知したうえで、必要な対応について協議するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に関し、相手方が開示した、又は知りえた技術上及び営業上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を、本協定の遂行以外の目的に利用し、又は第三者（事前に相手方の承諾を得た場合の当該第三者及び弁護士等の職業上守秘義務を負っている外部専門家を除く）に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっているとき。
- (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有しているとき。
- (3) 相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したとき
- (4) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得したとき

2 前項にかかわらず、秘密情報を開示された者（以下「被開示者」という）は、法令等に基づき公的機関等に対し当該秘密情報の開示が義務づけられた場合は、当該秘密情報を開示した者（以下「開示者」という）の承諾なく、当該義務に基づいて必要最小限の範囲において秘密情報を開示することができるものとする。この場合、被開示者は、可能な限り速やかに、その旨を開示者に対し通知するものとする。

3 被開示者は、秘密情報及びこれらの複製・複写物、改変物を、他の資料及び物品等と明確に区別して保管し、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。

4 被開示者は、開示者が返還を要求したとき、又は本協定が終了若しくは解除されたときは、すみやかに開示者の指示に従い、秘密情報及びそれらの複製・複写物、改変物を開示者に返還し、又は破棄するものとする。

5 甲及び乙は、本協定終了後5年間、本条に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という）であること。
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本協定を解除することができるものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 本協定への違反により、一方当事者が損害を被った場合には、本協定に違反した他の当事者に対し、損害賠償を請求することができる。

(定期的な訓練の実施)

第10条 甲及び乙は、年1回以上協同して訓練を行うものとし、当該訓練の内容等については別途協議の上で定めるものとする。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議し決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月27日

甲 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル
KDDI株式会社
エンジニアリング推進本部
本部長 山本 和弘



乙 三重県鳥羽市池上町1-1
独立行政法人国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校
校長 古山 雄一



